

議 第 5 号

燃料油価格高騰対策等の適切な実施を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
経 済 再 生 担 当 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

燃料油価格の高騰が国民生活や経済活動に与える影響を最小化するため、政府は、昨年1月から燃料油価格激変緩和対策事業を開始し、原油価格等の動向に応じて、事業を拡充・延長しながら、ガソリン・軽油・灯油等の燃料油の小売価格について急騰を抑制することで、消費者の負担を軽減してきた。

また、地方は自動車の利用を中心とした社会経済であるため、ガソリン価格等の高騰が国民の暮らしや企業経営に与える影響が都市部に比べて大きく、特に本県のようにガソリン価格が他県より高い地域もある中、ガソリン価格等の抑制は地域の生活・経済を維持する上での重要な課題となっている。

こうした中、地域の社会経済活動を安定的に維持していくためには、これまで効果を発揮してきた燃料油価格激変緩和措置に基づき、原油価格等の動向に起因したガソリン価格等の急騰の抑制が求められるだけでなく、ガソリン価格の地域間で生じている格差についても要因の分析と対応が必要となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、燃料油価格の高騰による家庭や企業の負担を軽減するため、原油価格等の動向を注視しながら、燃料油価格激変緩和対策事業の延長や為替相場の安定化も含めた必要な対応を講ずるとともに、ガソリン価格の地域間格差の実態を把握し、必要な支援を行うなど、燃料油価格高騰対策等の適切な実施を図るよう強く要請する。